

【別紙】主な意見と都の考え方

別紙

項目	主な意見	都の考え
指定の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道沿線道路はなぜ特定緊急輸送道路に指定しないのか。主要鉄道も緊急時に輸送道路として重要だと考える。 ・川崎街道は未完成であるから、義務化を猶予する路線としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路は、日常は、幹線道路として多くの人や車両が利用するとともに、震災時には、避難、救急・救援、消火、緊急物資の輸送、復旧・復興に利用される動脈として、重要な役割を担います。 ・このため、緊急輸送道路のうち、主要な防災拠点、空港や港湾、他県等と連絡する道路など、特に重要なものを特定緊急輸送道路として指定します。 ・将来拡幅予定がある路線でも、大地震が発生した際には緊急輸送道路として重要な機能を果たすことになります。このため、沿道建築物の耐震化を進めていく必要があります。
具体的な路線	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市庁舎につなぐ道路は指定しないでほしい。甲州街道と繋がっていれば十分、調布たま川台住宅前は今後10年は京王線の地下化で仮橋が掛かっている状態で、緊急輸送道路としては適さないのではないかとと思われるため、不要な緊急輸送道路の指定はやめて欲しい。 ・調布市の緊急時の拠点は、市役所ではなく「味の素スタジアム」と考える。 ・六本木地域の外苑通りを指定してほしい。旧耐震の建物が多く、かつ、建物所有者も個人・零細中小企業が多く、耐震診断や建替えに要する費用を賄うのが難しい。 ・東京都道319号環状三号線（播磨坂文京区小石川四丁目・五丁目区間）を指定してほしい。幅員40mで、春日通りと千川通りに接点を持つため。 ・首都高速道路を特定緊急輸送道路に指定の案が提示されたが、大震災時に、高架や地下の複雑な構造物が全て安全に機能するかどうかは疑問であり、地上部と地下部の二重の備えが必要と考える。 首都高速都心環状線は、地上で代替路線が指定されているが、首都高速中央環状線にも代替道路が必要ではないか。 また、極力タフな、単に平場としての道路の確保を大前提にしたほうがよいと思う。首都高中央環状線の備えとして、山手通り、明治通りを指定するべきではないか。 ・環状8号線は、練馬付近で特定緊急輸送道路ではなくなるが、他県への放射状の道路に対する円滑な接続と連続性を考慮すると指定したほうがいいのではないか。 ・川崎街道より、モノレール通りのほうが重要ではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震から都民の生命と財産を守り、首都機能の低下を防ぐためには、震災時の広域的な救援活動や復旧・復興の大動脈となる緊急輸送道路の機能を一刻も早く確実に確保する必要があります。 ・このため、特定緊急輸送道路は、「条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の指定の考え方」（別添資料2）に基づき指定します。

【別紙】主な意見と都の考え方

別紙

項目	主な意見	都の考え
首都高速道路の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・首都高等の高速道路が指定されているが、高架や地下の複雑な構造物は全て安全に機能するのか（換気棟などの設備部分の機能の安全性は検証されているのか。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都高速道路株式会社によれば、兵庫県南部地震から得た教訓を踏まえ、橋脚の補強や支承の改築など、既設構造物のより一層の耐震性向上対策を進めているとのこと。
対象建築物の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・特定緊急輸送道路と敷地の関係で接続状況に一般的でないものがある場合、対象の該非の判断は「窓口での個別対応」となるのか「標準的な解釈」が示されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路と敷地に高低差がある場合など対象建築物の考え方については、特定緊急輸送道路の告示後、ホームページやパンフレットなどで速やかにお示しします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定緊急輸送道路の位置について、地図上でデジタル処理可能な電子データを開示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定緊急輸送道路図は、ホームページにPDF形式で掲載します。